令和８年度第６回安塚区地域協議会次第

日時：令和８年９月 15 日（火）午後６時 30 分から

場所：安塚コミュニティプラザ ３階 大会議室

１　開　会

２　諮問事項

⑴ 安塚コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（地域政策課）【資料 No.1-1】

⑵ 六夜山荘の利用時間及び休館日の変更について（農政課）【資料 No.1-2】

⑶ 樽田そば処の利用時間の変更について（農政課）【資料 No.1-3】

⑷ 雪だるま物産館の利用時間の変更について（農政課）【資料 No.1-4】

⑸ 雪中貯蔵施設の利用時間の変更について（農政課）【資料 No.1-5】

⑹ 菱里地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（社会教育課）【資料 No.1-6】

⑺ 中川地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（社会教育課）【資料 No.1-7】

⑻ 伏野地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（社会教育課）【資料 No.1-8】

⑼ 上越市立安塚地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（社会教育課）【資料 No.1-9】

⑽ 上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用時間の変更について（スポーツ推進課）【資料 No.1-10】

⑾ 上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（スポーツ推進課）【資料 No.1-11】

３　報告事項

⑴ 安塚多目的交流施設の使用料の変更について（高齢者支援課）【資料 No.2-1】

⑵ 菱里地域生涯学習センターの使用料の変更について（社会教育課）【資料 No.2-2】

⑶ 中川地域生涯学習センターの使用料の変更について（社会教育課）【資料 No.2-3】

⑷ 伏野地域生涯学習センターの使用料の変更について（社会教育課）【資料 No.2-4】

⑸ 上越市安塚 B&G 海洋センターの使用料の変更について（スポーツ推進課）【資料 No.2-5】

⑹ 上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）の使用料の変更について（スポーツ推進課）【資料 No.2-6】

⑺ 学校開放体育施設の使用料の変更について（教育総務課／スポーツ推進課）【資料 No.2-7】

裏面あり

4　その他

⑴ 次回の開催日時：　　月　　日（　）午後　　時　　分から

⑵ 市からの連絡事項（区内の行事予定など）

5　閉　会

資料 No.1-1
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上地第１７５－１号
令和８年９月９日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（総合政策部地域政策課）

安塚コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 120号　　安塚コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、安塚コミュニティプラザの利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後９時まで（月曜日、木曜日、土曜日の午後５時から午後９時は予約があるときのみ） ２　休館日 日曜日、１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「安塚コミュニティプラザ」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
11,808 人	16,310 人	14,874 人	-4,502 人 (-27.6%)	-3,066 人 (-20.6%)	12,124 千円	1,027 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年度の利用件数は 58 件であり、総利用件数（836 件）の 6.9%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。	・R7 年度の利用件数は 37 件であり、総利用件数（836 件）の 4.4%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・今まで通り利用できればよい。 ・休日や日曜日、時間外も事前に申込すれば利用できるのであればありがたい。
施設の受付業務受託者	・事前予約により今まで通り利用できるのであれば、利用者への影響は少ないと思われる。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

日曜日の利用実態	・R7 年度の利用件数は 21 件であり、総利用件数（836 件）の 2.5%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

施設の受付業務受託者	・特に支障なし。

資料No.1-2
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和8年9月15日

上農政第８１２－１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

六夜山荘の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第121号　　六夜山荘の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、六夜山荘の利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
1　利用時間 ・交流室の利用 午前７時から午後１０時まで 2　休館日 ・無休 ・ただし、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休館することができる。	1　利用時間 ・交流室の利用 午前７時から午後１０時まで ただし、日帰り利用は午後９時まで 2　休館日 ・火曜日 ・水曜日（１２月から翌年３月まで） ・１２月２９日から翌年１月３日まで ・ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「六夜山荘」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
695 人	510 人	1,347 人	+185 人 (+36.3%)	-652 人 (-48.4%)	1,952 千 円	2,809 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

午後 9 時から 午後 10 時の 交流室の利用実態	・同時間帯を利用する定期利用者はなく、利用実績は限定的である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・帰宅時の公共交通機関の運行時間等の理由から、午後 9 時を超えて利用することは少なく、開館時間の見直しによる影響は限定的であるとの意見があった。
施設管理者	・交流室の利用は主に会議や宴会であり、その多くが午後 9 時までに終了していることから、開館時間の見直しによる利用者への影響は限定的であるとの意見があった。

3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

火曜日及び水曜日 の利用実態	・令和 7 年における火曜日の利用件数は 6 件で、全利用件数の 8%にとどまっており、利用は限定的な状況である。 ・令和 7 年 12 月から翌年 3 月までの期間において、水曜日の利用実績はない。

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの利用実態	・令和 7 年 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間において利用実績はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・宿泊利用は主に週末に集中していることから、火曜日及び水曜日を休館日としても利用者への影響は限定的であるとの意見があった。
施設管理者	・休館日に利用希望があった場合でも、市長の承認を得ることにより利用が可能であることから、利用者への影響はないとの意見があった。

資料No.1-3
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和8年9月15日

上農政第８１２－２号
令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

樽田そば処の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１22号　　樽田そば処の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、樽田そば処の利用時間を変更することに関し、安塚区の住民に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 ・日曜日及び土曜日、休日 午前１１時から午後８時まで ・前述以外の日 午前１１時から午後３時まで及び午後５時から午後８時まで	１　利用時間 午前１１時から午後２時まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

「樽田そば処」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
8,034 人	10,085 人	22,145 人	-2,051 人 (-20.3%)	-14,111 人 (-63.7%)	1,187 千円	148 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

現状の開館時間に合わせて条例上の規定を整理するものであり、利用者への影響は生じない。

資料 No.1-4
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上農政第８１２－３号
令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

雪だるま物産館の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１２３号　　雪だるま物産館の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、雪だるま物産館の利用時間を変更することに関し、安塚区の住民に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
1　利用時間 午前９時から午後６時まで	1　利用時間 <u>午前９時から午後５時まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

「雪だるま物産館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
63,969 人	99,696 人	120,369 人	-35,727 人 (-35.8%)	-56,400 人 (-46.9%)	4,759 千円	74 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

午後 5 時から 午後 6 時の 利用実態	・同時間帯の利用者はおらず、利用実績は限定的である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・商品の補充や入替えは営業時間にかかわらず柔軟に対応していることから、営業時間の短縮によって支障は生じないとの意見があった。
施設管理者	・午後 5 時から 6 時の時間帯は、既に野菜等の商品が品切れになっている場合も多く、運営にかかる費用対効果の面で課題があると意見があった。 ・当該時間帯の利用者数は少なく、開館時間を見直した場合の利用者への影響は限定的であるとの意見があった。

資料 No.1-5
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上農政第８１２－４号
令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

雪中貯蔵施設の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１２４号　　雪中貯蔵施設の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、雪中貯蔵施設の利用時間を変更することに関し、安塚区の住民に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
1　利用時間 午前９時から午後６時まで	1　利用時間 <u>午前９時から午後５時まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

「雪中貯蔵施設」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	※H27 年度	※H17 年度	※増減① R7－H27	※増減② R7－H17	総額	利用 1 件当たり
52 件	14 件	4 件	+38 件 (+271.4%)	+48 件 (+1200.0%)	359 千円	6,904 円

※参考値

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

午後 5 時から 午後 6 時の 利用実態	・同時間帯を利用する定期利用者はなく、利用実績は限定的である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・貯蔵物の搬入等は必要に応じて実施していることから、営業時間の短縮による影響は限定的であり、対応可能であるとの意見があった。
施設管理者	・午後 5 時から午後 6 時までの時間帯の利用は少なく、閉館時間を見直した場合の利用者への影響は限定的であるとの意見があった。

資料 No.1-6
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上教社第２００７７号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

菱里地域生涯学習センターの利用時間および休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１25号　　菱里地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、菱里地域生涯学習センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 なし	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「菱里地域生涯学習センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
0 人	1,916 人	277 人	-1,916 人 (-100%)	-277 人 (-100%)	5,524 千円	-

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

令和 7 年度利用実績なし。

令和 3 年 2 月 25 日の利用を最後に、令和 3 年度以降利用実績なし。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の関係者に対して説明。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	―
関係町内会	・今のところ利用する予定がない。町内会としては利用するとしても減免等の対応が継続されるようであれば影響はない。
施設管理者	―

資料 No.1-7
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上教社第２００７８号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

中川地域生涯学習センターの利用時間および休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１26号　　中川地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について

※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、中川地域生涯学習センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 なし	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「中川地域生涯学習センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
638 人	1,158 人	2,904 人	-520 人 (-44.9%)	-2,266 人 (-78.0%)	1,826 千円	2,862 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

・令和 7 年度開設時間（8 時 30 分～22 時）

8 時 30 分～22 時の利用実態
利 用 人 数：638 人 利 用 件 数：55 件 主な利用団体：坊金町内会

・令和 7 年度時間別の利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
利 用 人 数：48 人 利 用 件 数：5 件（全体の 9%） 主な利用団体：坊金町内会 坊金そばの会	利 用 人 数：39 人 利 用 件 数：2 件（全体の 3.6%） 主な利用団体：坊金町内会（灯の回廊）

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の関係者に対して説明。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者・地元町内会	・開館時間については、午前 9 時から午後 9 時を原則としても、突発的なものや特別必要なものについては、柔軟に対応してほしい。休館日については、毎年１月１日は町内会の新年会を開催しているので、地域の大切な行事のため使用できるようにお願いしたい。 ・使用料については、減免等の対応が継続されるようであれば影響はない。町内会活動の推進のためにも減免制度の継続をお願いしたい。
施設管理者	―

資料 No.1-8
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上教社第２００７９号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

伏野地域生涯学習センターの利用時間および休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１27号　　伏野地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、伏野地域生涯学習センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 なし	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「伏野地域生涯学習センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
344 人	846 人	2,136 人	-502 人 (-59.3%)	-1,792 人 (-83.9%)	2,057 千円	5,980 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

・令和 7 年度開設時間（8 時 30 分～22 時）

8 時 30 分～22 時の利用実態
利 用 人 数：344 人 利 用 件 数：10 件 主な利用団体：伏野町内会

・令和 7 年度時間別の利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
利 用 人 数：260 人 利 用 件 数：1 件（全体の 10%） 主な利用団体：伏野町内会(そば祭り)	利用実績なし

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の関係者に対して説明。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者・地元町内会	・開館時間、休館日を変更しても町内会としては影響はない。使用料についても減免等の対応が継続されるようであれば影響はない。
施設管理者	―

資料 No.1-9
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上教社第２００８０号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立安塚地区公民館の利用時間および休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１２８号　　上越市立安塚地区公民館の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立安塚地区公民館の利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後９時まで（月曜日、木曜日及び土曜日の午後５時から午後９時までは安塚コミュニティプラザの予約があり開館しているときのみ） ２　休館日 日曜日、１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市立安塚地区公民館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

※　「上越市立安塚地区公民館」は「安塚コミュニティプラザ」内に設置しており、利用状況等は共通していることから、「１　基本情報」以下の記載内容は共通しています。

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
11,808 人	16,310 人	14,874 人	-4,502 人 (-27.6%)	-3,066 人 (-20.6%)	12,124 千円	1,027 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年度の利用件数は 58 件であり、総利用件数（836 件）の 6.9%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。	・R7 年度の利用件数は 37 件であり、総利用件数（836 件）の 4.4%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・今まで通り利用できればよい。 ・休日や日曜日、時間外も事前に申込すれば利用できるのであればありがたい。
施設の受付業務受託者	・事前予約により今まで通り利用できるのであれば、利用者への影響は少ないと思われる。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

日曜日の利用実態	・R7 年度の利用件数は 21 件であり、総利用件数（836 件）の 2.5%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

施設の受付業務受託者	・特に支障なし。

資料No.1-10
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和8年9月15日

上教ス第１７１２-１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１29号　　上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用時間を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前９時から午後１０時（プールにあっては、午前１０時から午後９時）	１　利用時間 <u>午前１０時から午後５時まで（あらかじめ午後５時から午後９時までの間における利用の承認を得た者がある場合は、当該利用の終了時刻）</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
2,621 人	5,837 人	13,958 人	-3,216 人 (-55.1%)	-11,337 人 (-81.2%)	7,151 千円	2,728 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

２　開館時間の見直しの考え方

市内の屋内体育施設では、午前中の利用が少なく、夕方以降の利用が多い全体的な傾向を踏まえ、「午前 10 時から午後 10 時まで」を基本としながら、当該施設の利用実態として、午後 9 時以降の定期利用が殆どないことから、利用時間を「午前 10 時から午後 9 時まで」（午後 5 時以降は予約があるときのみ）に見直す。（前回案のとおり）

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

午前 9 時から午前 10 時までの時間帯における利用実態

- R7 年度の年間占用利用件数は 58 件であり、うち午前 9 時からの利用は 21 件です。年間を通じた定期利用団体はありません。
- 内訳は、消防訓練 2 件、安塚保育園の遠足 1 件、やすづかスポーツ大会 3 件、老人クラブ輪投げ大会 1 件、シニアスポーツ大会 1 件、卓球団体の利用 1 件、バスケットボール団体の利用 1 件、その他行政利用 11 件です。

午後 9 時から午後 10 時までの時間帯における利用実態

- R7 年度の年間占用利用件数は 58 件であり、うち午後 9 時以降の利用は 15 件です。
- 内訳は、消防訓練 1 件、バドミントン団体の利用 5 件、その他行政利用 9 件です。年間を通じた定期利用団体はありません。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

特になし

３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、近隣の体育施設との休館日の重複を避けるため、「毎週月曜日と年末年始」を「毎週金曜日と年末年始」に変更することをご提案しましたが、利用実態として定期利用団体が無く、他施設への影響が想定できないことや、施設管理受託者の意見を踏まえ、現行のとおり「毎週月曜日と年末年始」とします。

⑴ 利用実態

・ R7 年度において年間を通じた定期利用団体はありません。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 施設管理に従事する職員を継続雇用する上で、現在の休館日を変更しないでほしい。

資料 No.1-11
令和 8 年度第 6 回安塚区地域協議会
令和 8 年 9 月 15 日

上教ス第１７１２-２号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

安塚区地域協議会
会　長　　吉　野　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１３０号　　上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）の利用時間及び休館日を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 日の出から日没まで ２　休館日 教育委員会が定める日	１　利用時間 <u>午前６時から午後６時まで</u> ２　休館日 <u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
1,075 人	1,815 人	2,697 人	-740 人 (-40.8%)	-1,622 人 (-60.1%)	750 千円	698 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。また、定期利用を希望する団体で利用時間外の活動が必要な場合も可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

日の出からの利用実態

・ R7 年度の年間占用利用件数は 59 件であり、うち日の出からの利用はありません。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし

３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、近隣の体育施設との週休日の重複を避けるため、毎週月曜日を毎週金曜日に変更することをご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料 No.2-1
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「安塚多目的交流施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
施設使用料	1 時間につき	400 円	410 円
暖房使用料		300 円	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-2
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「菱里地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 時間につき	1,000 円	840 円
会議室		150 円	120 円
視聴覚室		300 円	220 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-3
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「中川地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
休憩室	1 時間につき	150 円	110 円
会議室		200 円	170 円
研修室		200 円	170 円
ふれあい交流室		400 円	320 円
調理室		150 円	130 円
展示室		400 円	330 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-4
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「伏野地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
調理室	1 時間につき	200 円	170 円
調理実習室		200 円	180 円
第 1 研修室		200 円	170 円
第 2 研修室		200 円	170 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-5
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「上越市安塚Ｂ＆Ｇ海洋センター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、体育館機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。

- 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に１時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- 第 2 体育館は、利用実態として「1 月券」及び「回数券」のニーズがないことから、それぞれ料金設定を取り止めます。
- プールは、利用実態として、「コース占用加算」及び「団体共用」のニーズがないことから、それぞれ料金設定を取り止めます。

（網掛けは前回案を変更した箇所）

区分			単位	使用料		
				改定後	前回案	現　行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	1,200 円	1,200 円	870 円
	照明設備		1 時間につき	（廃止）	（廃止）	210 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	（廃止）	400 円	340 円
			1 人 1 時間につき	200 円	－	－
			1 月につき	（廃止）	（廃止）	1,360 円
			回数券（11 回分）	4,000 円	4,000 円	－
		中学生以下	1 人 1 回につき	（廃止）	200 円	170 円
			1 人 1 時間につき	100 円	－	－
			1 月につき	（廃止）	（廃止）	680 円
			回数券（11 回分）	2,000 円	2,000 円	－
第 2 体育館	占用利用		1 時間につき	700 円	700 円	540 円
	照明設備		1 時間につき	（廃止）	（廃止）	110 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	（廃止）	300 円	270 円
			1 人 1 時間につき	200 円	－	－
			1 月につき	（廃止）	（廃止）	1,080 円
			回数券（11 回分）	－	3,000 円	－

区分				単位	使用料		
					改定後	前回案	現　行
第２体育館	共用利用	中学生以下		１人１回につき	（廃止）	200 円	140 円
				１人１時間につき	100 円	－	－
				１月につき	（廃止）	（廃止）	560 円
				回数券（11回分）	－	2,000 円	－
ミーティングルーム	占用利用			１時間につき	400 円	400 円	360 円
プール	占用利用			１時間につき	5,600 円	5,600 円	－
	コース占用加算額			１コース１時間につき	－	400 円	－
	共用利用	一般	個人	１回につき	300 円	300 円	270 円
				回数券（11回分）	3,000 円	3,000 円	－
			団体（20人以上）	１人１回につき	－	200 円	－
		中学生以下	個人	１回につき	200 円	200 円	180 円
				回数券（11回分）	2,000 円	2,000 円	－
			団体（20人以上）	１人１回につき	－	100 円	－

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-6
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「上越市安塚和田スポーツ公園（グラウンド）」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、グラウンド機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現　行
グラウンド	占用利用	1 時間につき	400 円	360 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料 No.2-7
令和８年度第６回安塚区地域協議会
令和８年９月 15 日

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	600 円	510 円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1 施設	200 円	160 円
	中学生以下	1 施設	100 円	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始